

緊急事態宣言延長に伴う小・中学校の「臨時休業延長」と「今後の登校」について

長期にわたる感染拡大防止対策へのご理解・ご協力に心より感謝申し上げます。

さて、5月4日の新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言の期間延長を受けて、県教育委員会は県立学校の臨時休業を5月24日まで延長すると発表しました。本町におきましては、県教育委員会の判断を参考にしつつ、近隣市町村教育委員会や町校長会とも協議を重ね、下記のとおり対応させていただくことにしました。児童生徒の生命・安全の確保を最優先に考えながら、少しずつ学力の保障もしていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 5月24日(日)まで「臨時休業を延長」します

○ この期間は、中学校の部活動も中止とします。

2 5月11日(月)・22日(金)は「全児童生徒の登校日」です【給食あります】

○ 11日に、各学校から12日以降の時間割等の詳細についてお知らせします。

3 5月12日(火)～21日(木)は「地区別の分散登校」をします【給食あります】

○ この期間に、1学級を2グループに分けて（3密を避けるため）半数ずつ登校させる分散登校を行い、遅れている分の学習を取り戻します。分散登校の方法については、登下校中の安全確保や家での兄弟での留守番等を考慮し、本町では地区別の2グループ（A・B）に分けて登校させるようにします。地区割については、別途、各学校のホームページや連絡メールにてお知らせします。

日 (曜)	11日 (月)	12日 (火)	13日 (水)	14日 (木)	15日 (金)	18日 (月)	19日 (火)	20日 (水)	21日 (木)	22日 (金)
登校 地区	登校日 全児童生徒	A	B	A	B	A	B	A	B	登校日 全児童生徒

※ この期間は給食を準備します。下校時刻等については、各学校からお知らせします。

※ 朝は、検温等の健康チェックを確実に行った上で登校させてください。発熱や風邪の症状等がある場合には、登校を控えるようお願いいたします。ご家庭でも、これまで同様に3密（密閉・密集・密接）を避けるようにご配慮ください。

4 運動場の開放について

○ 登校日の期間中（5/11～15、18～22）は、学校の運動場の開放は中止します。

5 学校での児童預かりについて

○ 新規での申込みや相談を希望される場合には、各小学校の教頭または教育委員会教育総務課（63-1140）までご連絡ください。

※ 期 間：登校日の期間中（5/11～15、18～22）

※ 対象児童：小学校1～3年生（放課後児童クラブを利用しておらず、家での留守番が一人になる子）

※ 利用時間：地区指定登校日以外の日・・・ 8：00～16：30
 地区指定登校日・・・ 授業終了後～16：30
 全学年登校日（11日・22日）・・・ 授業終了後～16：30

16：30までに保護者の迎えが必要となります！

※ 今後の感染拡大の状況や国・県の動向によっては、上記内容が変更になる場合もあります。その際には、役場ホームページや各学校の連絡メール等を通して随時お知らせいたします。